

使用料を改定する施設

日本万国博覧会記念公園、障がい者交流促進センター、
稲スポーツセンター、漁港、府営公園、道路、河川、砂防指定地、
海岸保全区域及び一般公共海岸区域、一般海域、港湾区域、港湾施設、
下水管渠

手数料を改定する事務

障がい者交流促進センターの講座受講料
子ども家庭センターの診療料等
砂川厚生福祉センターの診療料等
監察医事務所の文書交付手数料
中河内救命救急センターの死後の処置料
保健所の試験、検査等の手数料又は診療料
家畜保健衛生所の繁殖障害除去手数料等
建築都市行政事務手数料（各種の構造計算適合性判定手数料）

利用料金の上限を改定する施設

青少年海洋センター、国際会議場、男女共同参画・青少年センター、
日本万国博覧会記念公園、江之子島文化芸術創造センター、
大型児童館ビッグバン、労働センター、府営公園、府営駐車場、
花の文化園、府民の森、金剛登山道駐車場、中央卸売市場、体育会館、
漕艇センター、臨海スポーツセンター、門真スポーツセンター、
少年自然の家、中之島図書館、中央図書館